

6月13日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 8 " | 栗田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) コロナワクチン接種と感染状況についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (2) 農業振興についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (3) 地球温暖化についてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） おはようございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

町道A09号線も開通し、産業団地の新たな2区画の譲渡先も決まり、コロナ禍でも遅れることなく開発を行うことができました。今後、インター先線の開発も急務となるのではないかと思います。こちらも当初の計画より遅れることなく、無事開発が進むことを願っております。それでは、質問に入ります。

1. コロナワクチン接種と感染状況について

イ. ワクチン接種状況

まず、12歳以上20歳未満から10歳刻みで接種の状況及び割合をお聞かせください。今回より5歳から11歳までの接種が可能となりましたが、坂城町の該当する人数は何名でしょうか。また、11歳以下の接種状況はどのようになっていますか。人数をお答えください。

マスコミ報道では、人数不足によりワクチン廃棄が発生との地域もあるようですが、当町において廃棄することはあったのでしょうか。毎回お聞きしておりますが、ワクチン接種において副反応の発生報告はありましたか。

ロといたしまして、町内在住者のコロナ感染状況について。

第6波と呼ばれるオミクロン株の蔓延が始まった本年1月より、当町内での感染者数も増加している状況がございました。本年1月からの感染者数の推移はどのようになっているか、今日現在までにおける感染者数の推移はどのようになっているか、また年代別の感染割合をお答

えください。

ハ．町が配布する簡易抗原検査キットについて

町では、新型コロナウイルス感染症の早期発見のため、簡易抗原検査キットを配布しているが、現在までどのくらい利用があったのでしょうか。また、どの年代で利用が多かったのか。それによって感染とわかった事例はあったのでしょうか。最後に検査希望理由にはどのようなものがあったのでしょうか。

ニ．４回目の接種について

４回目の接種の詳細な予定についてお聞かせください。接種券配布の事業はいつ頃を想定しているのでしょうか。また、対象はどの範囲になるのでしょうか。接種開始の予定はいつ頃となりますか。最後に、今まで文化センター体育館を会場としておりましたが、耐震化工事が予定されているため使用不可となります。接種会場はどのようになるのでしょうか。

以上、質問いたします。

保健センター所長（竹内さん） １．コロナワクチン接種と感染状況について、イ．ワクチン接種状況についてから順次お答えいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と重症化予防を目的に予防接種法の臨時接種として位置づけられ、町におきましても昨年５月から優先接種の対象とされた高齢者の方から順次接種を実施してまいりました。

その後、対象年齢が拡大され、１、２回目の初回接種は１２歳以上の方を対象に実施しておりますが、新型コロナワクチンは時間の経過とともに抗体価が減少し、発症予防効果が低下することから、２回目の接種が完了した１８歳以上の方に対し、３回目の追加接種を実施することが国において決定されました。町では今年の２月から３回目の接種を実施し、現在は対象年齢が拡大され、１２歳以上の方に対し接種を実施しております。

また、５歳から１１歳の小児への接種につきましては、特に基礎疾患を有するなど、重症化リスクが高いお子さんには接種の機会を提供することが望ましいとされており、町におきましても対象となるお子さん及び保護者の方に対し、接種を受けるかどうかご判断いただけるよう、国の資料等も併せてお送りをし、３月から実施をしているところでございます。

町の３回目接種の状況につきまして、６月１日現在の数字で申し上げますと、３回目接種人数は全体で１万６７２人で、接種率７６．２％でございます。年代別の接種状況につきましては、いずれも接種人数、接種率の順に申し上げますが、１２歳以上２０歳未満が５９４人で５５．７％、２０代が７２０人で５７．７％、３０代が８１７人で６５．２％、４０代が１，４０４人で７７．４％、５０代が１，５５５人で８３．７％、６０代が１，６４６人で９０．９％、７０代が２，２２２人で９３．８％、８０代が１，３０６人で９２．７％、９０歳以上が４８０人（同日「４０８人」に訂正あり）で８８．３％という状況でございます。

また、5歳から11歳までの小児へのワクチン接種の状況は、いずれも6月1日現在の数字で申し上げますと、対象者は709人で、1回目の接種人数が235人で接種率は33.2%、2回目の接種人数は161人で接種率は22.7%でございます。

小児へのワクチン接種は、全国的にも接種率が低い状況であり、厚生労働省及び長野県が公表しているデータでは、国及び県全体の1、2回目接種の接種率がいずれも10%台となっておりますが、町の接種率は国及び県の接種率を上回っている状況です。

新型コロナウイルス感染症は、小児においても中等症や重症例が確認されており、先ほども申し上げましたが、特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高いお子さんには接種の機会を提供することが望ましいとされているほか、今後様々な変異株が流行することも想定されるため、国において小児を対象にワクチン接種を進めることとされておりますので、今後も引き続き接種を受けるかどうかご判断いただき、希望されるお子さんへの接種を実施してまいります。

次に、ワクチンの廃棄があったかのご質問ですが、これまでのところ、ワクチンの期限切れによる廃棄はございませんが、接種当日に急なキャンセルが出た場合などにつきましては、ほかの方に連絡を取るなど、できる限り廃棄とならないよう対応をした上で、どうしても接種される方が確保できない場合には、やむを得ず廃棄としたことがございました。

また、ワクチン接種後の副反応の発生報告ですが、接種後の発熱といった一般的に多く見られるとされている症状につきましては、報告をいただけていないため、町では把握しておりませんが、接種後すぐに一時的なアレルギー反応を起こされ、救急搬送で病院にかかられた事例の報告が1件ございました。この方につきましては、1泊の入院とはなったものの、一過性の症状で、翌日には退院されたとのことでございます。

このほか、接種後にしびれ等の症状と倦怠感などにより、入院や通院による治療を行い、治療を継続することにより症状が回復傾向となられている方からの報告を1件お聞きしている状況でございます。

続きまして、ロ. 町内在住者のコロナ感染状況についてお答えいたします。

今年の1月からのオミクロン株による感染拡大の第6波は、これまでのウイルスに比べ感染力が高いことから、2月には全国で1日の陽性者数が10万人を超える日もあるなど、過去に経験のない規模で増加し、長野県を含めた36都道府県にまん延防止等重点措置が適用され、県においても独自の感染警戒レベルや医療アラートなどの基準を設け、市町村と連携を図りながら様々な対策が講じられました。

3月に入り、陽性者数及び確保病床使用率の着実な減少に加え、2回目のワクチン接種済の高齢者の8割を超える方への3回目の追加接種が実施できる見込みとなったことなどにより、3月6日にまん延防止等重点措置が終了されたところでございます。

その後、3月中旬以降、4月の年度の切り替わりの時期を迎え、感染の再拡大が起き、確保病床使用率が県の警報発出の目安とする25%を超えたため、4月20日に医療警報が発出されましたが、基本的な感染防止対策やワクチン接種が進んだことなどにより、5月16日以降は安定的に25%を下回っていたことから、5月23日に全県に発出されていた医療警報が解除され、併せて感染警戒レベルの基準が見直され、各圏域の感染警戒レベルが切り替えられました。

また、6月9日には直近1週間の新規陽性者数が減少したことを受け、町を含む長野圏域の感染警戒レベルがレベル2に引き下げられましたが、感染警戒レベル2は、感染が確認されており、注意が必要な状況とされておりますので、マスクの着用、手指消毒、密集・密接・密閉のいずれも回避をする基本的な感染防止対策や、体調不良時の早期受診等の徹底が求められている状況です。

町の感染状況につきましては、県の発表資料による5月末日現在の数字で申し上げますが、これまで418人が陽性となり、このうち今年の1月以降の陽性者数は369人で全体の88.3%を占めている状況です。月別に申し上げますと、1月が58人、2月が62人、3月が41人、4月が129人、5月が79人となっており、令和2年8月に町で初めての陽性者が発生してから昨年12月までの陽性者数が49人であるため、改めて今年1月以降の第6波による影響が大きいといった状況でございます。

町の1月以降の第6波における年代別の感染割合ですが、10歳未満が56人で全体の15.2%、10代が71人で19.2%、20代が7人（同日「37人」に訂正あり）で10%、30代が51人で13.8%、40代が52人で14.1%、50代が28人で7.6%、60代が21人で5.7%、70代が27人で7.3%、80代が18人で4.9%、90歳以上が8人で2.2%という状況でございます。

続きまして、ハ. 町が配布する簡易抗原検査キットについてお答えいたします。

町が配布している抗原簡易キットは、県が実施している抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業として実施しているもので、各市町村が住民の方へ配布をしております。

新型コロナウイルス感染症の早期の感染発見のためには、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することが基本ですが、抗原簡易キットを活用することで、より一層の早期発見・感染拡大防止の対策を図ることを目的としており、微熱や喉の違和感などの軽微な症状があるなど、医療機関を受診するか迷う場合に検査キットによる検査をしていただき、検査結果を町へ報告していただいております。

これまでの配布状況ですが、申込みのあった316人の方に配布をし、年代につきましては、10歳未満が7人、10代が47人、20代が14人、30代が46人、40代が73人、50代が61人、60代が29人、70代が36人、80代が3人で、そのうち2人の方が陽

性であったとの報告を受けております。

また、検査を希望された理由につきましては、検査を希望する方はどなたでもお申込みいただける事業であるため、把握はできていない状況でございます。

なお、当初は配布対象を受験生の方及びそのご家族に限定しておりましたが、現在は対象を拡大し、坂城町に居住されている方であれば対象となりますので、希望される方は町のホームページからお申込みいただければと思います。

続きまして、二、4回目の接種についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの4回目接種につきましては、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や、現時点までに得られている4回目接種の有効性・安全性に関する知見、諸外国における対応状況等を踏まえ、主に重症化予防を目的として、4回目接種を実施することが国において決定されたため、町におきましても接種の実施に向けた準備を進めているところでございます。

4回目接種の対象は60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方で、接種間隔は3回目接種から5か月経過後とされております。

ワクチンにつきましては、初回接種及び3回目接種ワクチンの種類に関わらず、ファイザー社と武田／モデルナ社ワクチンを使用することとされておりますが、4回目接種において国から供給されるワクチンの割合は、ファイザー社ワクチンがおよそ2割、武田／モデルナ社ワクチンがおよそ8割と、大半が武田／モデルナ社ワクチンとなる予定のため、3回目の接種が済んでいる60歳以上の方に対し、3回目接種と同様に希望するワクチンの意向調査を現在実施しております。調査の結果により、供給量が少ないファイザー社ワクチンを希望された方が多い場合には、抽選とさせていただきます。

また、3回目接種がお済みの18歳以上60歳未満の方につきましても、基礎疾患をお持ちかどうか把握させていただくための調査を併せて実施しております。いずれも6月20日を調査の期限としておりますので、通知が届いている皆様は、期限までに同封のはがきをご返送いただきますようお願いいたします。

また、接種につきましては、これまでと同様に町内医療機関及び鹿教湯病院のご協力をいただき、集団接種で実施をしております。接種日程は、7月中旬から開始の予定で、会場につきましては、これまで会場としていた文化センター体育館が耐震化等工事のため使用できないことから、隣接の文化センター大会議室に変更しての実施を予定しております。

なお、接種券の発送は6月末から順次送付する予定で、60歳以上の方につきましては、予約の混乱を避けるため、3回目接種と同様に日時を指定させていただき、接種券とともに日程のご案内をお送りし、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方につきましては、調査報告を踏まえ、該当される方に接種券をお送りし、予約をしていただく方法を予定しております。

なお、今後の予定等につきましては、引き続き町のホームページや防災行政無線等により随時お知らせしてまいります。

貴重なお時間をいただき申し訳ありません。ちょっと訂正をお願いいたします。先ほど、接種人数のところなんですけれども、90歳以上の接種人数408人のところを480人と言っていましたので、408人に訂正をお願いいたします。

なお、町の1月以降の第6波における年代別の感染者数のところで、20代37人のところを7人と答弁してしまいましたので、37人に訂正をお願いいたします。

6番（大日向君） 保健センター所長よりお答えいただきました。報道等を見ておきますと、ワクチンの接種状況においては、年齢が高くなるにつれ接種率が高く、若年層は低いということがうかがえます。しかし、当町では比較的若年層においても高い接種率となっていることがわかりました。感染を回避するための意識が高く持たれていることの表れだと思います。

町内のコロナ感染者数については、二桁の発生のときもあり、当町の人口の割合からすると比較的高めであると言わざるを得ない日もありました。人流増加の懸念があったゴールデンウィークについては、感染拡大につながるのではないかと心配されたが、比較的発生数は落ち着いております。

また、町で配布を行っている簡易抗原検査キットを利用し、早期発見や感染拡大の未然防止が行われている現状を見る限り、町民の皆様のコロナへの対策等が功を奏しているのではないかと思います。

4回目の接種については、60歳以上の高齢者、18歳以上で基礎疾患をお持ちの方が対象となり、7月より順次行われるということでした。引き続き希望される方への接種がスムーズに行われるようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2. 学校における端末機器を用いた学習について

イ. 小中学校における端末の使用状況はということで、5点についてお伺いします。

1、端末の導入はいつから始まり、現在どのような状況に至っているのでしょうか。

2、端末はどのようなものを使用しているのか。これはサイズや重量等をお答えください。

3、どのような授業にて活用されているのでしょうか。内容といたしまして、小学校低学年、高学年、中学校ごとにお聞かせください。

4番目として、端末教材ではどのような学習や授業を行えるのでしょうか。

5点目として、端末導入にあたり、教職員の教育は行われたのでしょうか。また、端末を用いて授業を行うことにより、教職員の負担はどのように変化したのでしょうか。

ロ. 家庭学習について3点お聞きします。コロナ禍での出席停止の際や学級閉鎖等で活用はできたのでしょうか。また、活用がされた場合はどのような授業で使用したのでしょうか。

2、学級閉鎖したクラスは全て端末学習を取り入れたのでしょうか。

3、端末導入をして学習成果等に変化はありましたか。

ハ、GIGAスクール構想の今後について3点お伺いします。

1、長期休暇時の課題や宿題等での学習ツールとしてどのように使用するのですか。

2、インターネット端末を所持する年齢が若年化しているが、端末の導入・使用に際しセキュリティ等の学習も並行して行う必要があると感じるが、どうお考えでしょうか。

最後に、町として児童生徒の学力向上に対し、端末による学習をどのように利用していくのでしょうか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、2として学校における端末機器を用いた学習についてとのご質問がありました。私からは、全体的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、GIGAスクール構想推進事業につきましては、不登校など支援が必要な子どもたちを含め、多様な資質や能力を持つ全ての児童生徒の個性に合わせた教育を実現するため、ICT機器を効果的に活用した授業の改善による従来の教育実践と情報通信技術を組み合わせたICT教育を推進することにより、教育環境の充実と高度情報化社会に対応できる人材の育成を目指すものであります。

これらを実現させるべく、令和2年度に児童生徒に1人1台端末の貸与をはじめ、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワークの整備と、無線通信機器、端末の充電保管庫の設置等が完了し、令和3年度から運用を開始したところであります。

運用開始に併せまして、当面3年間の予定で、町学校職員会において「GIGAスクール構想の実現に向けた授業改善による学力向上」をテーマとして、実践を通して研究活動を進めるため、信州大学教育学部でICT活用授業を実践的に研究しておられる准教授の先生を坂城町教育情報化アドバイザーにお迎えし、講演会や研修会・研究会等でご指導いただいているところであります。

また、アドバイザーの先生には、研修会・研究会に併せて、各小中学校で開催している公開授業等に際して信州大学の学生さんにもお手伝いいただき、準備や全体的な指導、アドバイスなどをいただく中で、教員の指導力向上にお力添えをいただいているところであります。

昨年は、運用開始1年目ということもあり、端末に楽しんで慣れるということを最優先に、教職員については積極的に研修会や勉強会を行う中、端末を授業でふだん使うことができるようにスキルアップを図り、児童生徒については、タイピングなどの基本的な操作や、搭載されているアプリケーションの使い方などを授業の中で習得したほか、端末を使用する上でのルールについても指導してきたところであります。

特に中学校では導入当初から、学校づくりのテーマを「みんなの楽しいデジタルスクール」とし、端末を使用した4人グループでの学び合いを、学校教育の最上位目標である「友愛」を用いて「友愛モード」と名づける中で、積極的に授業やオンライン学活など授業以外にも取り入れております。

この方法は先進的な取組として他市町村からも注目をいただき、視察にお見えいただいたり、モデル校として県教育委員会の実践事例にも紹介されているところであります。

また、町においてデジタル化を推進する中では、学校教育や生涯学習のほか、企業における社員教育などにおいてもeラーニングが活用できるよう、昨年12月に、町と特定非営利活動法人日本イーラーニングコンソーシアム及び公益財団法人さかきテクノセンターにおいて協定を締結いたしました。

この協定を契機としまして、包括的な連携の下、相互に協力する中で、さらなるICTを活用した学習形態の普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、学習指導要領に示されている情報活用能力の育成が大きな目標であり、端末などのICT機器を使用することで、目標の達成を目指すものと考えているところであります。

将来的には、教職員から学習課題を与えられる一斉授業から、児童生徒が共に助け合い、自ら考え、学習し合える授業へシフトすることが理想であると考えているところであります。

そのため、今年度は学校職員の研究計画の2年目として、個別最適な学びと協働して学び合う探究活動の創出をテーマに、端末に楽しんで慣れることから学びに活用することにシフトし、4人グループでの学び合いを中心とした協働学習や、デジタル教材などを活用した個別学習などを組み合わせ、ICT機器を効果的に活用した学習を幅広く展開し、児童生徒のさらなる学力向上に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

教育文化課長（長崎さん） 2. 学校における端末機器を用いた学習についてのご質問に順次お答えいたします。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、令和2年度に児童生徒に1人1台端末の貸与をはじめ、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワークの整備、無線通信機器や端末の充電保管庫の設置等が完了し、令和3年度から運用を開始しているところでございます。

今回導入した端末は、GIGAスクール構想のためにパッケージングされた専用スペックの端末を使用しており、画面サイズは11.6型、重量は1.3キログラムで、ノート型・タブレット型など変形が可能な回転型マルチモード2in1を採用しており、落下などの衝撃に強いアメリカ国防総省の調達物資品質基準であるMIL（ミル）規格に準拠したものとなっております。

授業での活用についてですが、主要教科については、町で導入した指導者用のデジタル教科

書とともに、小学校は英語と算数、中学校は英語と理科の2教科について、文部科学省の実証事業として提供された児童生徒用のデジタル教科書を効果的に取り入れ、普段から活用しているところがございます。

小学校低学年では、まずは端末に慣れることを優先し、自分専用のパスワードを入力して画面を起動させることから始まり、タッチペンを使った手書き入力や、ひらがな入力のほか、学年によってはローマ字入力など、タイピングの練習にも力を入れてまいりました。

さらに、一例ではありますが、端末に搭載されているカメラを使って、図工の授業で作成した粘土を少しずつ動かしながら撮影し、編集でつなぎ合わせて、ぱらぱら漫画のような作品を作り上げるなど、少しずつ授業での活用が進んでいることを実感するところがございます。

高学年になりますと、タイピングのスキルも格段と上がり、また、利用可能な様々なアプリを活用しているところがございます。

例えば、端末を通して自分の意見や感想を入力し、普段の授業では発言できなかった子どもたちも含め、友達同士の考えを知ることにより意見を共有したり、4人1組のグループをつくり、グループ内で直接教え合うことや、わからないことを聞き合ったりと、学び合える協働学習に取り組む姿も多く見られるようになり、通常の対面授業とうまく組み合わせながら、端末を授業の道具として効果的に活用している様子が見受けられる状況でございます。

中学校におきましては、4人グループの学び合いを小学校に先駆けて授業に取り入れているほか、校長講話や生徒会活動、放課後学習などでも活用しており、中学校での先進的な活用についてのノウハウを小学校へと引き継ぐことにより、全体的なレベルアップを図っていきたいと考えているところがございます。

また、今年度から新たにデジタル教材のライセンス契約を結び、授業改善のためのツールとして活用を始めたところがございます。

このデジタル教材は、これまで中学校で使用していた実績があり、小学校1学年から中学校3学年までのほぼ全ての教科に対応した教材や、様々なAIドリルを搭載しているほか、自動課題出題機能や家庭学習サービス、成績管理機能、過去の入試問題などのテスト機能、小学生の図鑑などのコンテンツがそろっており、普段の授業をはじめ家庭学習にも対応した教材となっております。

このほか、発達障がいや視覚障がい、身体的な障がいなどにより、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象とした、障がいの種類に応じて文字の大きさや色、背景色の変更、ルビの表示、速度調節が可能な音声での読み上げ機能などがあるデージー教科書についても、昨年度から導入を開始したところがございます。

これらのデジタル教材は、個別最適で主体的な学びの一翼を担うとともに、教員の負担軽減につながり、これまで以上に児童生徒と関わる時間が増えることも期待するところござい

す。

続きまして、端末導入にあたっての教職員の教育などにつきましては、国からGIGAスクール構想の加速化が打ち出される整備段階から、文部科学省や県教育委員会主催によるオンラインでの研修など、段階的に行ってまいりました。

また、町といたしましても、端末導入業者の協力を得る中で、新しく導入する端末のデモ機を活用するなどして、搭載されているアプリケーションの使用方法や、授業での活用方法などの研修を行うことで、端末導入前から準備を進めてきたところでございます。

運用が開始されてからは、各学校の教職員の研修や、町学校職員会の合同研修などを行うとともに、ICT支援業務の委託業者からも、研修会や普通の授業に加え、公開授業の準備などの際にも定期的にアドバイスを受けているほか、教職員同士でも教え合うなどしながら、徐々にスキルを高めているところでございます。

開始当初は授業の準備などに相当の時間を費やし、また、自身のスキルを高めるため操作を学んだり、教職員の負担も大きかったところでありましたが、現在におきましては、個々に差はあるものの、当初と比較して徐々に準備に要する時間等が短縮できている教職員も見受けられるところでございます。

続きまして、ロ. 家庭学習についてのご質問にお答えいたします。

家庭学習への活用に向けましては、整備段階から、各家庭におけるインターネット環境について定期的に調査を行い、また、昨年度におきましては、小中学校の保護者を対象に、ふだん子どもたちが授業等で使っている端末を、親子で体験してもらうことで、その機能や教育効果の理解を深めてもらう試みとしてGIGAスクール親子体験教室を開催したほか、家庭における端末を利用する際のルールづくりなど、準備を進めてまいりました。

また、新型コロナウイルスの影響による臨時休業や学級閉鎖などの際に対応できるよう、あらかじめ試験的に端末を家庭に持ち帰り、各ご家庭のネットワークへの接続と通信環境の確認を行ってまいりました。

そのため、出席停止の児童生徒に対して、教室で行われる国語や算数などの授業をオンラインで動画配信したり、学級閉鎖や学年閉鎖の際には、これまで紙ベースで配布していた各教科の課題を、持ち帰った端末にクラウドを通じて配信するなど、慌てることなく対応することができたところでございます。

しかしながら、状況によっては端末の持ち帰りができなかつたり、配信する課題の準備が間に合わないなど、活用できなかったケースもあったとのことであり、その際はそれぞれの家庭にあるもので自習となったクラスもあったと聞いております。

次に、端末を導入して学習成果などに変化はあったかのご質問ですが、これまでのような先生の話聞く、黒板をノートに書き写す、当てられてから発言するといったような授業とは

異なり、端末を用いた調べ学習や4人グループでの学び合い、意見や感想を入力することにより、友達の意見を共有できるなどのほか、これから本格的に始まる家庭学習においても、宿題だけでなく、端末を活用することで、児童生徒一人一人が自分で考える主体的な学びへと変化していくものと考えるところでございます。

続きまして、ハ. G I G Aスクール構想の今後についてお答えいたします。

家庭学習での端末の持ち帰りにつきましては、今後さらに保護者等の理解を得られるよう、丁寧な説明をしていくとともに、持ち帰りに対応したルールについても精査してまいりたいと考えているところでございます。

その上で、夏休みなどの長期休暇の際の宿題などにつきましても、自由研究や日記等も含めまして、端末での活用がどこまでできるか検討していくとともに、できるところから取り入れてまいりたいと考えているところでございます。

G I G Aスクール構想での端末を活用した学習につきましては、クラウドを利用するため、インターネット環境が必須となります。しかし、その利用に際しましては、同時にインターネット上のトラブルなどに見舞われるおそれがありますことから、有害サイトへのフィルタリングなどの対策を行うとともに、情報セキュリティの研修などの人的な対策について、これまでも定期的に行ってまいりました。

また、扱う児童生徒に対しましては、パスワードなどの適切な管理や個人情報の取扱いのほか、情報リテラシーを身につける学習も行ってまいりたいと考えております。

G I G Aスクール構想推進事業につきましては、端末はあくまでも道具の一つとして捉えており、基本的には対面授業を主体とした上で、I C T機器を効果的に活用した授業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

これまでのような対面による一斉学習のほか、デジタル教材などを活用した個別学習、4人グループによる協働学習を組み合わせた学習を展開するとともに、家庭学習においても端末を効果的に活用していくことが学力向上につながるものと考えるところでございます。

6番（大日向君） 町長、担当課長よりお答えいただきました。昨年より始まった小中学校におけるI C T教育について、約1年をかけ、児童生徒が端末を操作することに慣れたということがわかりました。このようなI T分野においては、若年層ほど使用にたけているように感じます。今後も学習ツールの一つとして有意義な使い方をしていただきたいと思います。

しかし、アナログと言われるような見る、聞く、書くということも学習の基本であると感じます。デジタル、アナログ、双方のよいところを存分に活用し、当町の児童生徒の学力が向上していくことを期待しております。

また、家庭学習についても活用が進んでいるということですが、今後も様々なシーンで学習プラスアルファを含め、活用範囲が拡大されるべきと思います。

今後のICT教育についてですが、情報セキュリティーを含め、段階を踏みながら学習を進めていただきたいと思います。新しいことが導入されるときは、総じて大小の混乱がつきものではありますが、初めが肝心という言葉もございます。ぜひ、どんな小さな問題も放置せずに未来の子どもたち、町のためにICT環境の整備を行っていただくことをお願いいたします。

そこでなんですが、3点ほど再質問をさせていただきます。端末を用いての学習は、今後の学習環境整備の中でも大きく割合が占められる部分になるということがうかがえました。また、現在、コロナ禍での学習環境においても、学校内、学校外での端末の活用が徐々にされているということがわかりました。

そこで、端末を自宅に持ち帰り学習を行う際に、家庭での使用について保護者への聞き取り等は行われているのでしょうか。

次に、学習教材についてです。端末学習における学習教材はどのように選定されているのでしょうか。

もう1点、端末を導入したことにより、教科書以外の学習教材、これはドリルとかですね、こういったものが家庭負担分となっておりますが、どうお考えになっていきますか。再質問いたします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。端末の持ち帰りについて、保護者に調査などを行ったかにつきましては、昨年、中学校のご家庭を対象に、授業の予習・復習やドリル学習など本格的な家庭学習の活用に向け、端末の持ち帰りについてご意見をお聞きするため、アンケート調査を実施いたしました。

アンケートの結果につきましては、98%のご家庭から賛成の意見をいただきましたが、視力低下などの健康面の不安や破損したときの対応、学習の定着力など、一部のご家庭から不満の声もございました。引き続き丁寧な説明により理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、学習教材の選定方法につきましては、端末用の学習教材は教科書のデジタル版や、導入端末に標準で搭載されていたもののほか、今年度新たに導入したデジタル教材を使用しております。

学習教材の選定については、各学校のICT担当教職員で構成するGIGAスクール推進委員会を中心に、直接現場で使用する小中学校の教職員や児童生徒が使いやすく、より充実したコンテンツを有するものを研究・検討し選定していただいたところでございます。

次に、端末を導入したことによる学習用品の家庭負担の考えについてでございます。学校で使用する教科書や付随する学習教材などの学習用品につきましては、なるべく保護者の負担にならないよう公費で負担しているところですが、一部個人の所有となるものについては、保護者に負担していただいているところでございます。

1人1台端末を導入後、運用している端末などに搭載されているデジタル教材などにつま

しては、全て無償貸与としております。現在、保護者が負担している紙媒体の学習教材などにつきましても、今後デジタル教材で代用できるものを精査していく中で、保護者の負担軽減につなげていけるよう検討してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。全国的にも開始されて日が浅い取組のため、様々な意見が出てくるかと思えます。町の伝統文化や歴史学習等への活用を含め、子どもたちが快適な学習環境にて勉学に励むことができるよう、端末が活用されることを期待しております。

質問は以上となります。この3年ほど、コロナによって激変した生活環境となっておりますが、3年ぶりに行われたばら祭りでは多くの方が来場され、坂城駅前葡萄酒マルシェでは町内外より約1,500人ほどの来場があったとお聞きしました。また、町内3小学校においては、無事運動会を開催でき、徐々にコロナと日常生活のバランスが取れるようになってきたと感じるところもあります。

様々な場面において自粛、我慢を強いられた日々ではありましたが、少しずつ町民参加イベントや地区の行事等が開催できる兆しが見えてきたのではないかと思います。これから町民イベントとして、8月には坂城どんどん、10月には町民運動会が控えております。以前と全く同じように開催することはできないかもしれませんが、近隣市町村では夏祭り等が開催されると報道されております。様々な創意工夫の下行われると思いますので、ぜひ当町もそれらに倣い、町民の皆様が楽しめる場所が提供されるように期待しております。

以上で一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時49分～再開 午前 9時59分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、13番 塩野入 猛君の一般質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

初めに、この議場で私の前に席を置いていた故中島新一君の急逝を悼み、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、1. 農業振興について。日本の農業には多くの問題があります。離農や高齢化による担い手不足、食料自給率の低下、耕作放棄地の拡大、海外の安価な農作物の輸入の影響など多岐にわたります。ここに来てロシアのウクライナ侵攻により、小麦などの農産物不足によるうどんやパスタの高騰をはじめ、タマネギやバレイショなど多くの食料品が軒並み値上げされ、値上げラッシュが庶民の台所を直撃しています。こうした背景などから、坂城町の農業振興について伺います。

イ. 農業展開について

かつて国の農業政策がころころと変わった時期がありました。近年は多面的な機能や中山間地域の活性化など新たな農業展開が見られますが、こうした国の政策をどのように受け止め、評価しているのか、まず伺います。

また、国の政策や県の施策を背景に、本町の農業政策、農業行政はここ数年どのように進められてきたのでしょうか。そして、進めてきた政策について、その評価をどのように捉えているのか坂城町農業政策、農業行政の経過と評価を伺います。

農業推進の一翼を担うのが農業協同組合、JAです。農業組織も合併を繰り返し拡大し、今はJAながのとして活動がされています。農業行政に対する農協の影響は強力だと思いますが、JAが担う役割をお聞きします。

また、大規模化する組織に対する町とのつながりの希薄化や弊害は起きているのでしょうか。併せてお聞きいたします。

ロ. 農業行政について

坂城町は農業経営体数253、経営耕地面積、田69ヘクタール、畑52ヘクタール、樹園地107ヘクタールの合計228ヘクタールの現状であります。こうした農業基盤の状況は、農業行政を進める観点からは適正でしょうか。いかがでしょうか。また、経営体数や耕地面積の増減の推移をお聞きするとともに、耕作放棄地の状況もお尋ねいたします。

本町の農業行政は、坂城町農業支援センターを主軸に進められていますが、一方で坂城町農業再生協議会も設置され、農業行政の推進を図っています。二つの組織はいずれも農業行政の推進を図る目的で、どちらもあまり変わらないように見受けられますが、二つの組織の違いはどこにあるのでしょうか。また、一本化することについてのお考えもお尋ねいたしたいと思えます。

農業従事者の減少、高齢化、後継者問題など、農業を取り巻く環境が深刻になってきています。本町ではどんな状況にありますでしょうか。その対策はどのように進めてきているのか伺います。

次に、個別の農業政策についていくつかお伺いします。まず初めに、人・農地プランについては令和3年度に見直しが見直しが計画され、実践への遅れが見受けられますが、今の状況をお尋ねいたします。

農地中間管理機構、農地バンクについて、貸し借りのバランスの状況とこれまでの面積の推移をお聞きいたします。

次に、アグリサポーター事業についてもお聞きいたします。先頃アグリサポーター大募集のチラシが全戸配布されましたが、事業の状況をお聞きします。また、JAながので推進している1日農業バイトアプリを活用した支援の状況を伺います。

担い手育成支援については、長野地域就農相談会、市町村、JA合同相談会の参加や、新規就農者の現地指導により関係機関と連携して進めているようですが、どんな状況でありましようか。現在の新規営農者は何人か、新規営農者参入対策はどのように行われているのかお聞きいたします。

こうした農業行政を進める中での農業を取り巻く問題や課題などがありましたらお聞きいたします。

ハ．農業振興に向けて

第6次長期総合計画には、令和7年度に向けワインブドウ栽培面積を7ヘクタールに、スマート農業導入件数を8件に、新規就農者数を35人とする3件の指標、目標値が示されています。ワインブドウについては、産地化補助やワインツーリズム、収穫体験などによる農産物の消費拡大を図るというものです。先月には葡萄酒マルシェが開催されましたが、今後のワインブドウ振興の進め方などについて伺います。

スマート農業につきましては、自動化、省力化や技術開発などを進める一方で、気候や農地形態など、町の農業環境を見つめた政策も肝心ですが、お考えを伺います。

新規就農者では、就労環境の整備などのマネジメントによる魅力を高めるほか、家族経営の視点も重要視するなど、本町の生活基盤を考えた農業の発展を目指してほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

日本の農政が環境配慮型へと大きくかじを切ろうとしています。農林水産省は、みどりの食料システム戦略で有機農業の農地面積に占める割合を2050年までに25%に高める目標です。食の安全性、有機農法の推進に向けた考えをお聞きいたします。

JAグループでは、国消国産という、作ったものを売るから売れるものを作るに目標を据えました。町でも地産地消という地域内循環の促進をうたっていますが、売れるものを作る観点も大切と思うが、その辺はいかがでしょうか。

そして最後に、第6次長期総合計画には、特色ある地域農業に向けて、新しい地域農業づくりと魅力ある産地づくりの2本を掲げ、施策の内容がうたわれております。それぞれ具体的にどのように進んでいるのか伺います。

商工農林課長（竹内君） 農業振興についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、農業展開に係る国等による農業政策についてであります。国は農村の基本単位である集落組織の機能維持・強化のため、持続可能な農業農村の発展を図ることを目的として、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を実施しております。

当町では、傾斜地などの条件不利地の農地を保全する集落組織において、耕作放棄地の発生防止活動や水路、農道等の管理に取り組む中山間地域等直接支払制度を3地区で実施しているほか、地域協働で行う多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道等の質的向上を図る多面

的機能支払制度を7地区で実施しており、これら事業は農村の集落機能の再構築につながることから、地域の方にも高く評価いただいております。町といたしましても集落機能の維持とともに、耕作放棄地の発生防止や農用地の良好な管理に有効であると考えております。

次に、町の農業政策、農業行政の経過と評価についてであります。生産振興に関して主なものを挙げますと、ブドウの長期有利販売を図るための冷蔵庫のリース事業導入や、転作田のサツマイモ作付における一貫した機械化への支援などを実施いたしました。

また、新規就農者対策といたしまして、年額150万円が交付される農業次世代人材投資事業や経営継承・発展等支援交付金の導入による経営確立支援を行ってまいりました。

災害対策といたしましては、令和元年東日本台風の被害復旧のための農地災害補助による農地復旧や施設等の修繕、再建を支援する事業導入のほか、農産物被害に対する農作物等災害緊急対策事業による対応を実施いたしました。

また、防疫対策といたしましては、野生イノシシによる豚熱対策や鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病への対策も実施しております。

さらに、新型コロナウイルス対策といたしましては、収益が低下した生産者に対する高収益作物次期作支援交付金事業の実施や地方創生臨時交付金による利子助成など、関係機関とともに実施してまいりました。

農業政策は品目や政策項目など多岐にわたるため、全方位の対策は現実的には難しい部分もございますが、その時点において必要な対策を優先的に実施してまいりました。

また、農業分野における中長期的な課題や産地構造の再構築などの課題も多いため、今後も検討を重ね、有効な支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、ながの農協の役割と大規模化による希薄化の弊害についてであります。ながの農協は、ちくま、須高、志賀高原、ながの、北信州みゆきの五つの農協が合併し、平成28年9月に新しくスタートいたしました。

その中で、ながの農協の目指す方向性として、営農指導の強化、販売事業の強化、資材コストの抑制に加えて、安心して暮らせる地域社会づくりを「3+1（スリープラスワン）」の方針として進めており、組合員が生産した農産物の販売を支援する経済事業、預金や貸付けのほか各種証券を取り扱う信用事業、共済加入などの共済事業のほか、病院経営や観光事業、不動産仲介など、地域の発展に貢献するあらゆる事業を担っております。

特に営農指導事業は農業生産と直結する部門であり、広域化による果樹販売のスケールメリットが享受できるため、販売事業を担当する農協の役割は以前より強化され、市場影響力が増しているものと考えられます。それだけに、農協の指導力が問われる一方、産地としての品質の均一化や他産地との優位性をどうアピールするのかがますます重要となってきております。

また、町とのつながりにつきましては、米の需給調整やアグリサポート事業での技術指導、

新規就農者の営農支援、認定農業者・認定新規就農者の経営計画の策定における指導・助言など、通常業務の中でも緊密な連携を取っているほか、現状の農業資材や燃油高騰対策においても情報交換を行う中で、生産者団体として行政と一体感を持って農業政策の推進を図っております。

続きまして、ロ．農業行政についてお答えいたします。

まず、農業基盤の状況についてであります。農林業センサスによる農業経営体の推移は、2010年は376経営体、2015年は311経営体、直近2020年が253経営体と年を追うごとに減少し、経営耕地面積は2010年が290ヘクタール、2015年が258ヘクタール、2020年が228ヘクタールとこちらも減少しております。

また、耕作放棄地につきましては、直近ではほぼ横ばいで、新規の耕作放棄地は抑制されているものの、傾斜地や中山間地域の条件不利地で荒廃化が進行しており、この状況を踏まえますと、今後も農業経営体数と経営耕地面積の減少が見込まれるところであります。

担い手の高齢化に伴い、経営規模の縮小や離農が進んでおり、人・農地プランにおける意向調査においても、規模拡大を希望する農家に対し、今後5年から10年以内に農地の貸付けまたは売渡しを希望する農家が圧倒的に多かったことから、担い手の確保・育成と産地構造の再構築が必要であると感じているところであります。

次に、農業支援センター及び農業再生協議会の違いと一本化についてであります。農業支援センターは平成15年に町が独自に組織したもので、農作業の労力補完を図るアグリサポート事業と、新規就農者支援や荒廃農地対策のための農業機械貸出制度を主軸とする農政全般の営農支援組織であります。

一方、農業再生協議会は主に米の需給調整を推進する組織であります。

それぞれの設立目的や構成員が異なることから、一本化はしておりませんが、他市町村では農政全般の課題検討や対策を図るための農業再生協議会として組織されているところもありますので、他地域の状況も確認する中で検討してまいりたいと考えております。

次に、農業を取り巻く状況と対策についてであります。当町の農業従事者につきましては、経営主の年代階層では70歳から74歳の割合が17.4%と最も高く、70歳以上の経営主の占める割合は57.3%となっています。そうした中で、ブドウ栽培においては、安定した経営の下、農家の家族後継者や定年帰農者が就農するケースが増えております。

反面、花卉栽培では、施設の遊休化が進んでいることから、農協と町においてハウスの空き状況や今後の営農を見据えた意向調査を実施したほか、担い手の確保に向けて県農業大学校等に働きかけを行ったところ、花卉の就農には至らなかったものの、施設利用によるミニトマトの新規就農者の確保につながるなど、一定の成果も出ております。

また、国では農業経営を継承し、発展的な取組を行う新規就農者に対し、経営継承・発展等

支援交付金による支援を開始するなど、新たな施策展開も進められていることから、国の事業も活用し、農業後継者の確保と地域農業の世代交代を進めてまいりたいと考えております。

次に、人・農地プランの状況についてであります。人・農地プランは、平成24年に最初のプランが策定され、それ以降も新たな担い手が追加される都度、懇談会等を開催し、プランの見直しを行ってまいりました。直近では、令和2年度に坂城、中之条、南条、村上の4地区において、人・農地プランにおける意向調査及び結果の視覚化を進めてきたところであり、

どの地区におきましても、高齢化や後継者不足により農地の出し手の増加が見込まれるのに対し、受け手である担い手が不足している状況で、今後、策定を進める地域計画においては、農地1筆ごとに将来の耕作者を定めていくこととなりますので、町といたしましても地域における協議や活動を後押しするとともに、農地の適正な利用と担い手の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地中間管理機構の貸借の状況と面積の推移についてであります。農地中間管理機構では、まとまりのある農地利用に向けて、機構を通じた農地の貸し借りをを行うことにより、担い手への集積・集約化を推進しております。

農地中間管理機構を通じた実績につきましては、令和元年度が16件、面積が1.9ヘクタール、令和2年度が9件、面積が1.6ヘクタール、令和3年度が6件、面積が1.2ヘクタールとなっております。

農地の出し手、受け手とも少なく、農地中間管理機構を通じた貸し借りの実績は低い水準で推移しているものの、需給バランスとしては保たれているところであります。

次に、アグリサポート事業についてであります。この事業は町農業支援センターで実施している労力補完制度で、労働力を提供していただくサポーターを広く町内外から募集し、農家の依頼を受けて農作業を実施していただくものであります。

今年度も多くの農家から申込みをいただいております。特にブドウの房こきや摘粒作業など、繁忙期の作業依頼が多く、前年より農家からの依頼件数が増加していることから、現在はサポーターを2班体制として依頼農家へ派遣しております。

一方、1日農業バイトアプリは農協が推進している労力補完の取組で、昨年からは試行的に開始されているものであります。具体的には、スマートフォンなどから農家自身が当該サイトへ作業依頼を行い、その内容を閲覧した一般の方が条件などを確認の上、作業申込みを行い、指定日に現地で作業に従事する仕組みとなっております。

このアプリは全国規模で展開されており、ながの農協管内における今年2月から6月現在までの実績は、延べ求人者数1,283人に対し延べ求職者数が1,026人で、マッチング成立件数は795件、そのうち町内生産者は6名が利用されております。

当町の農家の方にはまだ十分浸透していないようではありますが、全国から求人を募集できる

強みがあることから、この仕組みもうまく活用して、労力確保につなげていければと考えております。

次に、担い手育成支援についてであります。県外在住者を対象とした就農相談会につきましては、県農業担い手育成基金が主催する首都圏における市町村・JA合同就農相談会が年1回、また、長野農業農村支援センターによる長野地域就農相談会が月1回のペースでウェブ開催等により実施されております。

当町における現在の新規就農者につきましては、令和元年度から令和3年までの3年間で15名となっており、49歳未満の独立自営の新規就農者に対しては、向こう5年後の経営確立に向けた農業次世代人材投資事業により年額150万円を交付しているほか、早期経営基盤の確立ができるよう、ながの農協、長野農業農村支援センター、町農業委員会、町により構成されるサポートチームにおいて指導や助言を行うなど、関係機関が連携して新規就農者を支援する体制も構築されております。

次に、農業を取り巻く問題・課題についてであります。現状においては、担い手の高齢化による経営規模の縮小や生産者の減少に伴い、いかに新規就農者を増やしていけるかが課題であるとと考えております。

その中で、新規就農における課題とされるのが、農地、施設・設備、資金、栽培技術や農業経営のノウハウとされております。これらを事前に習得または準備できているかによって、その後の農業経営に大きく影響することから、就農希望者を地域で研修生として受け入れ、営農や経営ノウハウの習得を図りながら、自立経営のための事前準備を図る県の新規就農里親制度の活用を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、ハ. 農業振興に向けてについてお答えいたします。

まず、第6次長期総合計画における今後のワインブドウ振興の進め方についてであります。令和3年度末における町内のワインブドウの栽培面積は約4.2ヘクタールとなっており、大手ワイナリーによる圃場確保の要望もあることから、指標の目標値として7ヘクタールという数字を掲げているところであります。

また、町内のワイナリーでは、現在の醸造施設における醸造タンクのスペースが手狭となっていることから、令和5年度以降に施設拡充も計画されているところであります。

町といたしましては、これらの動きに合わせ、事業支援を進めるとともに、ワインブドウの生産希望者や新たなワイナリー設置希望の受入れなどを通じ、ワインブドウの生産振興とワイナリーの事業支援、またワイン文化醸成に向けたイベント開催などを関係者とともに進めてまいりたいと考えております。

次に、スマート農業推進の考えについてであります。水稻におけるスマート農業の取組は、ドローンを利用した薬剤散布や水田の水位管理の自動化、トラクター等の自動運転などが進展

しつつあり、国もこれらの事業を推進するため、農業DX構想により農業の生産性向上と基盤強化を図っていくこととしております。

今年度、長野地域連携中枢都市圏構想における農業分野のスマート農業推進事業に当町も加わり、情報通信技術やロボット技術等の最先端技術を活用したスマート農業に関する情報共有、調査・研究及び実証実験等を行っていくこととしているほか、町内ブドウ園での自動草刈機の実証試験を本日13日から来月15日までの1か月間にわたり実施する予定としており、来月12日には農機具メーカーによる実演・説明会を予定しております。

町といたしましては、地域農業の効率化・省力化による農家負担の軽減のほか、経営規模拡大につながるスマート農業推進を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、新規就農者の家族経営などの視点も重視した農業の発展を進める考えについてであります。新規就農にあたっては個人経営が大半を占めていることから、労働力確保の観点からも家族経営による就農が理想的であると考えております。

農業経営を税制上の青色申告に切り替えると、同居家族の労働者については専従者給与として税金が控除されるメリットもあるほか、49歳未満の独立自営の新規就農者が対象となる農業次世代人材投資事業においても、夫婦で農業に従事した場合は1.5倍の225万円が交付可能となるなど、早期の農業経営基盤確立に向けた制度も用意されております。

また、農家世帯の後継者が新規就農する際、町では農業経営主には認定農業者、農業後継者の方には認定新規就農者の資格の取得を推奨しており、経営を徐々に農業後継者に移行できるよう、円滑な世代交代の促進について働きかけを行っているところであります。

次に、食の安全・有機農業推進に向けた考えについてであります。国は将来にわたって食料の安定供給を図るため、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた政策を推進していくことが必要としており、SDGsや環境を重視し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を策定いたしました。

その戦略では、調達、生産、加工・流通、消費のサイクルの中で持続可能な農業モデルに対して支援を行うこととしております。中でも、有機農業は環境負荷が少なく、持続可能性の高い農業として注目されておりますが、通常の慣行栽培から有機農業への切替えは、農薬による防除体系の見直しや栽培技術の変更など、既存の技術だけでは簡単に移行することが難しいため、今後の技術発展と普及に期待するところであります。

いずれにしましても、世界的な潮流がSDGsに向かっている中で、今後の情勢変化を見守りながら関係機関とともに必要に応じた支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、売れるものを作る観点についてであります。国の試験研究機関や県、農協においては、消費者ニーズに合った品目や品種の育成、生産について振興しているところであります。

例えば、ブドウ栽培において、以前は巨峰が主流でありましたが、シャインマスカットや新品種のクイーンルージュなど、種がなく、大粒で皮ごと食べられる無核大粒系に置き換わったように、消費者ニーズによって、品目や品種は大きく変わってまいります。

そうした中で、新たな品目や品種への注目度が高いことから、早期の産地確立ができるかが重要とされており、町といたしましても、こうした動きに合わせた生産振興を関係機関や団体とともに支援してまいりたいと考えております。

最後に、新しい地域農業づくりと魅力ある産地づくりの進捗状況であります。新しい地域農業づくりでは、地域農業の推進として、先ほど申し上げましたスマート農業の実証試験の取組などを通じて、今後の生産性向上を目指しております。

また、担い手の確保・育成の観点においては、円滑な農業経営の発展を図るため、認定農業者や認定新規就農者の資格取得を促しておりますが、令和3年度は認定農業者が1名、認定新規就農者については4名が新たに認定されております。

一方の魅力ある産地づくりでは、水田利用の新しい品目として、サツマイモや飼料用米の生産拡大が図られており、ブドウ栽培ではクイーンルージュの出荷が始まるなど、産地としての動きが見受けられるところであります。

また、トンネルを活用したホワイトアスパラガスの生産体制につきましても、若手の農業者により組織が再編され、生産が再開されるなどの動きも出てまいりました。

こうした関係団体や組織の活動を支援する中で、町の農業を活性化し、特色ある地域農業の振興につなげてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 質問が多過ぎてちょっと再質問ができなくなってきましたが、1点だけ、農林水産省が今月の2日に2022年の主食用米の作付面積を、長野県は前年度実績から1から3%減らす意向の調査を発表しました。ウクライナ情勢がある中で、穀物価格が上昇し、政府は飼料用米や麦、大豆などへの転換を促しています。転作の条件には再生産できる買取り価格が大きな要素にもなりますが、こうした状況について、今、若干説明もありましたが、町はどのように見ているのか。これだけ質問します。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。米の生産調整と転作についてのご質問ですが、水田農業については依然として主食用米の需要の減少が続いていることから、需要と価格の安定を図るため、引き続き適正な生産に取り組んでいく必要があると認識しております。

当町では、大規模農家を中心に飼料用米、加工用米、麦、大豆、ソバなど主食用米以外の穀類や新規需要米が作付されており、国の経営所得安定対策により一定の安定生産を図ることができているものと考えております。

また、ウクライナ情勢などに起因する穀物価格高騰に対しては、急激な需要増加への即時的

な対応は難しいものの、今後の動向を注視し必要な対策を農業関係者ととともに検討してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） TPPには参加しないと行って参加し、重要5品目は除外すると行って除外せず、日米二国間交渉はやらないと言ってやってしまった。やらないと言ったことが次々とやられ、誰も責任を取らず、事態がさらに悪いステージに移行していくのを止められないと東京大学大学院鈴木宣弘教授が言っています。

既に各地で深刻化している農業生産構造の脆弱化に、この一層の自由化が上乘せされる影響は甚大であります。食料価格の高騰と日本の輸入渋滞が高まっていた矢先にウクライナ危機が勃発し、穀物価格などの高騰が増幅され、食料やその生産資材の調達に不安の度合いが深刻になっています。日本の食料自給率は40%を切っています。今、突きつけられた現実、海外に過度に依存しては国民の命は守れないということです。国家戦略として国内資源を最大限に活用した循環的な農業生産を加速することです。

次に移ります。

2. 廃棄物処理について

廃棄物の処理は、行政の大きな役割の一つでもあります。本町を含む長野広域連合では、ようやく新焼却施設ちくま環境エネルギーセンターが6月1日から本稼働が始まりました。そこで、葛尾組合焼却場の後利用や、ちくま環境エネルギーセンターの状況を含めて質問をいたします。

イ. 廃棄物処理の状況

町が担う一般廃棄物の計画は、第6次長期総合計画の令和3年度から7年度の5か年間の計画期間とする前期基本計画と、これと全く同じ期間を設定の一般廃棄物処理基本計画があります。計画期間が全く一致するこの前期基本計画と一般廃棄物処理基本計画の解釈、違いをどのように見分けたらよいのでしょうか。また、どちらが上位計画なのか、あるいは同じ立場であるのかをお聞きいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項には、処理計画に発生量及び処理量の見込みや、排出抑制を定めることとなっています。計画量に盛られた数値の算出はどのように決めているのでしょうか。算出の内容をお聞きします。

町の一般廃棄物処理実施計画には、総排出量、町処理量を令和3年度は4,820トン、4年度を4,717トンと定めてあります。3年度に対して4年度は103トンの減少を見込んでいますが、その根拠をお聞きします。

ごみ減量に向けた施策の一つに生ごみ処理機、堆肥化容器購入費を補助する補助金交付要綱があります。件数とその推移をお聞きします。

資源を定期的に回収を行った団体に奨励金を出す奨励金交付要綱もあります。回収量や団体

数とその推移、それにどんな団体がどのような目的で行っているのかをお聞きします。

ロ. 葛尾組合について

このたび、葛尾組合焼却場は42年の歴史に幕を閉じました。先月の議会社会文教常任委員会の閉会中の調査で、焼却施設は解体を待つ状況にあると見受けられましたが、解体整理はいつ頃になるのでしょうか。解体費用は算出されているのでしょうか。施設を象徴する煙突の処理はどうなるのでしょうか。お聞きします。

施設の後利用として、不燃ごみを資源化するなどリサイクルセンターの建設構想があり、5か年をかけて令和9年度に稼働させたいという説明がありました。センターは坂城町と千曲市の2市町で建設しますが、現在稼働に向けて検討の動きの状況はどこまで進んでいるのでしょうか。リサイクルセンターが建設されると、千曲市の上山田危険物処理場は不要になることですが、危険物処理場の後利用はどうなるのでしょうか。処分されることになるのでしょうか。

葛尾組合の業務は焼却施設がなくなるとリサイクルセンターと葬祭業務、墓地管理になると思います。町からの事務職員の派遣や現地プロパー職員などの人的体制はどのようにお考えでしょうか。

ハ. ちくま環境エネルギーセンターについて

ちくま環境エネルギーセンターの本稼働が始まりました。試運転期間を含めてセンターの運営状況はどんなのでしょうか。また、年間の運営費はどのくらい計上されているのでしょうか。稼働運転などの一定部分をちくま環境サービス株式会社に委ねるようではありますが、この会社はどんな性格の会社で、運営のどの部分を任せるのか、その内容をお尋ねいたします。

地元住民の要望を基に千曲市余熱利用施設ReSPA（リスパ）シンコースポーツが併設されました。浴場、トレーニングルームを備え、大人200円、子ども90円で格安に利用ができます。千曲市の施設ですが、坂城町の皆さんも同額の利用料です。この施設に坂城町が関わっていることはあるのでしょうか。

ニ. これからの廃棄物処理について

初めに、一般廃棄物処理基本計画には排出量の予測と減量化目標値が設定され、これに毎年作成する一般廃棄物処理実施計画を照らし合わせますと、昨年令和3年度の基本計画予測が4,750トンに対して、実施計画では4,820トンと予測を70トン上回っています。この原因は何でしょうか。増加の結果をどのように分析しているのかお聞きいたします。また、3年度1年間の実質排出量は計画予想に収まったのか、結果をお聞きします。

基本計画には、家庭系可燃ごみの排出量2,210トン、資源物回収量900トン、それにマイバッグ持参率90%の指標・目標値が示されました。現在の状況はどんなのでしょうか。目標年度、令和7年度に向けて順調な滑り出しとして見てよいのでしょうか。伺います。

循環型社会の形成に向けては、環境負荷低減に向けた循環型社会の形成と、環境問題の解決を考慮した消費行動の二本柱がうたわれています。コロナ禍にあって、環境教育や地域懇談会、あるいは環境問題意識の普及・啓発などの施設の推進に支障が生じている施策もあると思われますが、これらの廃棄物処理の推進に向けてのお考えを伺います。

最後に、これからの廃棄物処理について、ちくま環境エネルギーセンターの存在と役割は非常に大きいと思います。本稼働を始めたちくま環境エネルギーセンターに期待することを伺います。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから2番目の質問としまして、廃棄物処理についてということで、イロハニと質問いただきました。私からは、この中の口の葛尾組合についてと、ハのちくま環境エネルギーセンターについてを中心にお答えしまして、その他の項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず初めに、葛尾組合についてであります。葛尾組合焼却施設は昭和54年4月から42年間にわたり管内のごみ焼却を担ってまいりましたが、昨年10月8日に収集の受入れを終了し、10月25日の閉炉式をもって、その役割を終えたところであります。

焼却施設の後利用につきましては、上山田にあります不燃物処理場の機能を移設して、リサイクル等の廃棄物処理を集約することにより業務の効率化を図るとともに、製品プラスチックの分別収集など、新たな処理に対応できる施設を整備するよう計画しているところであります。

施設の整備にあたりましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用する予定としており、計画への位置づけが必要となることから、長野広域連合による令和4年度から8年度までの5か年を計画期間とした第3期長野地域循環型社会形成推進地域計画に、葛尾組合の後利用についても位置づける中で整備を進めてまいります。

この計画における全体的な整備スケジュールといたしましては、令和4年度に各種環境調査等を実施し、5年度に工事請負業者の決定、6年度に焼却施設の解体・撤去を行い、7年度から8年度にかけて新リサイクルセンターの建設を計画しているところであります。

このように、焼却施設の解体時期は令和6年度を予定しており、ご質問の煙突につきましても、施設の解体と併せて処理をしております。また、解体費用につきましては、おおむね10億円を見込んでいるところであります。

次に、新施設の稼働に向けた現在の状況であります。既に先ほど申し上げました5か年の地域計画に沿って事業を進めており、今年度におきましては、施設整備基本計画の作成と、生活環境などに関する各種調査を実施してまいります。

次に、上山田不燃物処理場の後利用と処分についてであります。令和元年東日本台風により千曲川が氾濫し、施設が浸水被害を受けた場所でもあることから、新リサイクルセンターへ移設することを検討してきた経緯がございますが、処分を含め、具体的な対応につきましては、

今後、施設の所在地である千曲市とも協議をする中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、葛尾組合の職員体制であります。焼却業務が終了し、現在の職員数は町派遣職員2名、プロパー職員2名、会計年度任用職員1名の計5名であります。葛尾組合では引き続き不燃物・資源物処理業務、葬祭業務、霊園業務を継続してまいりますので、当面は現在の職員体制を維持した上で、新リサイクルセンターの整備をはじめ、葛尾霊園においては新たに合葬墓を整備するなど、組合業務の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ハのちくま環境エネルギーセンターについてであります。今月1日から本稼働となり、隣接する千曲市余熱利用施設のオープンに合わせ、今月5日に長野広域連合、千曲市合同の竣工式が執り行われました。

初めに、試験運転期間を含めた運営状況であります。令和元年東日本台風による水害及び新型コロナウイルス感染拡大の影響から工程に遅延が生じ、当初の計画から8か月遅れ、令和3年12月から試験運転が実施されました。

試験運転開始に伴い、坂城町の可燃ごみの搬入は葛尾組合焼却施設からちくま環境エネルギーセンターに切り替えられましたが、あらかじめ広報や町ホームページ等を通じて周知をし、スムーズに移行することができたものと考えております。

期間中は、焼却炉や溶融炉設備等の調整を行いながら、断続的に試験運転が実施されました。この間、大きなトラブルもなく焼却処理が行われ、その後、性能試験を経て5月31日の竣工検査に合格し、無事本稼働となりました。現在も順調に焼却処理が行われているところであります。

また、ちくま環境エネルギーセンターの年間の運営費であります。長野広域連合による令和4年度の管理運営費は、予算ベースで7億4,351万8千円であります。

続いて、ちくま環境エネルギーセンターの運営についてであります。本施設は、公設民営の事業手法により整備・運営され、施設建設及び管理運営の資金は長野広域連合が調達し、設計、建設及び運転・維持管理は請負事業者が担う形となっております。

このため、長野広域連合はプロポーザルにより選考されたクボタ環境エンジニアリング株式会社と設計施工及び運転・維持管理を一体として基本協定、基本契約を締結し、この中で、本施設の運営・維持管理を行う特別目的会社ちくま環境サービス株式会社の設立に関する協定を締結し、20年間の運営業務を行っていくものであります。

ちくま環境サービス株式会社は、本施設整備を受注したメーカーのクボタ環境エンジニアリング株式会社が100%出資して設立され、総括責任者をはじめ、運転班、整備班、計量・受付班などの業務担当により、24時間体制で焼却業務を行っております。

続きまして、千曲市余熱利用施設ReSPAシンコースポーツに関してであります。この施設は、ちくま環境エネルギーセンターから発生する熱エネルギーを有効活用した浴槽や

シャワーのほか、トレーニングルームや休憩室も備えており、千曲市の施設としてスポーツ振興施設の管理運営を手がけるシンコースポーツ株式会社が指定管理者となり、今年5日にオープンいたしました。町は施設の運営等には関わっておりませんが、町民の皆様にもご利用いただければと考えております。

最後に、ちくま環境エネルギーセンターに期待することといたしまして、これまで長野広域連合では、長野地域の広域的なごみ処理を推進するため、長野市と千曲市にそれぞれ焼却施設を設け、須坂市には最終処分場を整備し、事業を進めてまいりました。

平成31年3月からながの環境エネルギーセンターが本稼働し、令和3年2月からは最終処分場エコパーク須坂における埋立て業務の開始、そして、このたびのちくま環境エネルギーセンターの完成により、長野地域における可燃ごみ処理の広域化計画に基づく施設整備は完了いたしました。

ちくま環境エネルギーセンターにおきましては、安心・安全の施設運営はもとより、焼却灰資源化の取組や、熱エネルギーの有効活用などを通して、環境保全や将来を見通した循環型社会の推進に寄与する施設として、その役割を果たしていただくよう期待するところであります。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの廃棄物処理の状況と、ニのこれからの廃棄物処理についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町が策定する長期総合計画と一般廃棄物処理に係る計画の位置づけと違いについてであります。令和3年度から10年後の町の将来像を見据えた最上位計画である坂城町第6次長期総合計画のうち、目標達成に向けた必要な施策を体系的にまとめた基本計画において、一般廃棄物の処理に関しては第4章に位置づけているところであり、この基本計画に定めた施策を推進するために、向こう3年間の具体的な事務事業をまとめた実施計画を毎年策定しているところであります。

一方、一般廃棄物処理に係る計画に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、長期的視点に立って基本的な方針を明らかにする一般廃棄物処理基本計画を5年ごとに策定するとともに、この計画を実施するための具体的な事業について定める一般廃棄物処理実施計画を毎年策定しております。

長期総合計画と一般廃棄物処理計画の位置づけといたしましては、町の最上位計画である長期総合計画において示されたまちづくりの将来像と目標を、特定分野の個別計画である一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画に反映し、策定しているところであります。

次に、一般廃棄物処理計画に定める総発生量、及び総処理量の予測方法であります。過去の一般廃棄物総排出量の実績から、町民1人1日当たりの排出量を算出し、この実績に過去からの推移、変動要素等を考慮して将来の1人1日当たりの排出量を予測し、将来予測人口を乗じて算出しております。

なお、一般廃棄物総排出量は、家庭系及び事業系の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、そのほか家庭からの粗大ごみ、有害ごみ、資源物の集団回収量を含んだ排出量であります。

続きまして、一般廃棄物処理実施計画における予測総排出量が、令和3年度に対して4年度は103トン減少している根拠であります。3年度は町民1人1日当たりの排出量を937グラム、総排出量を4,820トンと予測し、過去の排出実績や推移等を勘案する中で、4年度については1人1日当たりの排出量を923グラム、総排出量を4,717トンと予測したことから、103トンの減少となっているところであります。

次に、生ごみ処理機・堆肥化容器購入費補助金の交付件数と推移についてであります。生ごみの減量化、堆肥化促進を目的に、平成5年度から制度を開始し、補助率は購入費用の2分の1とし、これまで3回の改定を経て、現在5万円を上限に補助金を交付しております。

件数の推移といたしますと、初年度の平成5年度は190件、翌6年度344件、7年度85件、その後、年度ごとに増減はあるものの、おおむね20件前後で推移し、令和3年度の交付件数は堆肥化容器6件、生ごみ処理機12件で、計18件となっております。

次に、資源物回収奨励金についてであります。平成3年度から、一般廃棄物の減量化・資源化促進のため、営利を目的としない団体が行う、家庭から排出される資源物、具体的には紙類、金属類、布類、瓶類の回収に対して奨励金を交付しているところであります。

回収量と取組の団体数の推移につきまして、平成17年度から5年ごとの推移で申し上げます。平成17年度は回収量519トンで15団体、22年度は回収量474トンで16団体、27年度は回収量327トンで20団体、令和2年度は回収量133トンで15団体であります。なお、令和2年度においては、コロナ禍で集団回収を見合わせた団体が多く、回収量も大きく減少いたしました。3年度は回収量147トンで16団体と回復の動きがございます。

また、資源物回収に取り組まれる団体は、主に、学校、保育園等のPTAのほか、地域の育成会の皆さんであり、目的としましては、限りある資源の有効活用や循環型社会の実現に寄与することはもとより、資源回収による奨励金をそれぞれの団体の活動に役立てるために取り組まれているものと拝察するところでございます。

次に、このこれからの廃棄物処理についてお答えいたします。

初めに、令和3年度の一般廃棄物総排出量予測が、基本計画と実施計画で70トンの差がある原因についてであります。現在の一般廃棄物処理基本計画は令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とし、令和2年度の排出量実績が確定した後に、その実績を踏まえて令和3年度以降の排出量を算出しております。

一方、実施計画は、令和2年度の実績が確定する前に、翌3年度の策定をいたします。そのため、策定期間が早い実施計画では4,820トン、基本計画では4,750トンとなりました。差が生じた主な原因は、令和2年度にコロナ禍で事業系可燃ごみの排出量が大きく減少し

たため、2年度実績を反映した基本計画の総排出量予測が実施計画よりも減少したものであります。

次に、一般廃棄物処理基本計画の令和3年度1年間の総排出量予測に対する実績は、予測量4,750トンに対して実績量4,694トン、予測対比マイナス56トンとなり、予測量の範囲内でありました。

次に、長期総合計画の前期基本計画における令和7年度の指標・目標値に対する現在の進捗状況であります。家庭系可燃ごみの排出量は、7年度の目標2,210トンに対し、3年度は2,444トンであり、さらなる減量に向け、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、可燃ごみの減量化・資源化に努めてまいりたいと考えております。

また、町内での資源物回収量は、町内店舗での店頭回収分を含め、資源として回収された量の指標であり、今後、検討と準備を進めている製品プラスチックの回収量を考慮した目標値の900トンに対し、直近で把握している令和2年度の実績は815トンであります。

町内のマイバッグ持参率につきましては、令和2年度は84.3%、3年度は87.1%と2.8ポイント上昇し、マイバッグの持参が徐々に浸透していると考えられます。

最後に、これからの廃棄物処理の推進に向けて、環境問題意識の普及・啓発につきましては、引き続き、小学生の環境学習を実施するほか、ごみ減量化・資源化懇談会につきましても、区のご要望に応じて開催してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍で懇談会等での実演を見合わせておりますごみ減量化推進委員会による段ボールコンポストの作り方については、動画を作成して町ホームページ等でご覧いただけるようにいたしました。

さらに、令和3年度に作成、全戸配布した「資源物とごみの分け方・出し方・減らし方」の冊子の中では、生ごみの減らし方や3R（スリーアール）、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選ぶエシカル消費についても掲載したほか、5か国語の外国語版も作成し配布をするなど、周知に努めているところであります。

町といたしましては、これからの廃棄物処理の施策においてもSDGsを推進するため、環境への負荷を減らすことに加え、限りある資源の有効活用や処理費用の削減に向け、引き続き、町民の皆様のご協力をいただきながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） ちょっとこれも質問が多過ぎて時間が迫ってしまいました。ごみを適切に処理していくことは重要なことではありますが、それ以前にごみを出す量を減らすことが肝心であります。

その一つは排出抑制のリデュース、再利用のリユース、そして再生利用のリサイクルの3Rの実施。二つ目は本当に必要なものかどうかよく考えて購入する、必要なものだけを買う。三

つ目は食べられる量だけ注文する、使える分だけ購入するなどの食品ロスを減らすことであります。

廃棄物の管理システムは、公衆衛生の段階、環境保全の段階、ごみ削減と3R導入の段階、そして今は循環型経済の構築の段階へと進んできております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、きれいなまちづくりを一層高めて次の世代へつなげていくことが大切であるということを思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、毎朝起きると、朝のニュースでウクライナとロシアの戦況報告から一日が始まります。異常な日々が続いております。そして、我々の生活も年金は今年も下がる連絡が届きました。ついこの間でした。それなのに、ガソリンをはじめ生活用品である食品など、どんどん値上がり始めているのは皆様ご周知のとおりであります。当然、戦争のせいもありますが、日本政治の貧困のため、失われた30年と言われております。民間の会社も給料も上がらず、最近ではお隣の韓国にも追い越されたようであります。

我々議員歳費も、私の知る限り20年間上がっておりません。来年、選挙がありますが、少なくとも定数以上の立候補者に出ただけのように、議員歳費の問題も検討する時期であり、諮問委員会もつくらねばならないと思っております。しかしながら、誰も言いません。誰かが言い出さなければと思うものであります。私は今後の課題にしていかなければいけないと思っておるものであります。さて、質問に入ります。

1. 地球温暖化について

イ. SDGsの取り組みは

町も企画政策課の中にSDGs推進担当を置き、SDGsに力を入れているが、今後の施策をお尋ねいたします。

ロ. ゼロカーボンについて

この問題は、令和3年3月議会で町としてゼロカーボン宣言をするよう私がお提案申し上げましてから数回の質問であります。その後、町長のご提案により9市町村で共同宣言が行われました。このことも踏まえて、町としてどういう方向で進めていくのか、施策をお尋ねしたいと思っております。

ハ．太陽光パネルについて

ゼロカーボンについて、当時、菅前総理は2020年10月にカーボンニュートラル宣言をいたし、翌年4月には2030年には温室効果ガス排出量46%削減を宣言いたしました。2030年なんて言えば遠い話だななんて思っていました。指を折って勘定してみましたら、皆さん、あと8年後ですよ。それでその後また2050年にはゼロにするんだと、日本の国は、ということ宣言しておるわけでございます。でありますので、ゼロカーボンを踏まえての太陽光パネルの質問であります。

我が町では、町長肝煎りのスマートタウン構想の一環として、一般住宅に太陽光パネルを設置すると上限7万5千円の補助金を出しておりますが、中部電力で10年前は電気の買取値段が1キロワットアワーというんですか、ちょっとこの辺私はわかりませんが、とにかく1キロワット42円の高額買取りでありましたが、今年は何とキロワット17円と、半分以下の低額買取りとなってしまい、このことから既存の住宅では太陽光パネルを設置するメリットがだいぶ薄れてきております。やらなくなってきたんじゃないかと、こういうことです。

そういうことを考えれば、多くの町民の皆様にご設置をしていただき、ゼロカーボンに協力してもらうためには、少なくとも私は補助金を今までの倍額、言うなれば15万円くらいにして、そして町民の皆さんにお願いすべきかと思うが、町のお考えをお尋ねいたします。そして、今までの補助金の交付実績なども併せてお尋ねをしておきたいと思っております。

以上で1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

企画政策課長（伊達君） 1．地球温暖化についてということで、項目としては3項目のご質問をいただきました。イ．SDGsの取り組みはについてのご質問から順次お答えをいたします。

SDGsは、2015年に国連で採択された国際目標であり、2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと細分化された169のターゲットからなる持続可能な開発目標で、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できることを目指す行動を呼びかけております。

また、SDGsの理念である、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現のためには、経済成長を促し、教育、健康、社会的保護、雇用機会を含む幅広い社会的ニーズを充足しながら、気候変動と環境保護に取り組む、環境・経済・社会の統合的な課題解決が重要であるとしております。

町におきましても、この国際目標に取り組む一員として、SDGsの目標年次と同じ2030年までを計画期間とする第6次長期総合計画において、各分野にわたるあらゆる施策を通じてSDGsの達成を目指すことを明記し、その理念を踏まえながら、各施策や事業の推進に取り組んでおります。

また、SDGsの達成には、国や自治体だけでなく、民間企業や団体、個人も取組の主体と

され、私たち一人一人の取組が大切であるとされております。

町内でも、既に企業や団体、個人でSDGsの達成につながる様々な取組がなされており、企業活動等を通じてSDGsの達成に意欲的に取り組む県内企業等を登録・PRする長野県SDGs推進企業登録制度には、10社を超える町内企業が登録されております。

今後も町といたしましては、あらゆる施策を通じSDGsの達成を目指してまいりますとともに、町ホームページや「広報さかき」などを通じ、広く町民の皆様にもSDGsの取組にご協力いただけるようお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、ロ、ゼロカーボンについてのご質問でございますが、町では、平成23年に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故を教訓に、様々な分野で安定的な電力供給を維持するため、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを複合的に組み合わせた仕組みづくりを進めるスマートタウン構想事業に取り組んでまいりました。

その中では、町民の暮らしにおける省エネルギー行動などによるライフスタイルの変革に向けた意識啓発や、住宅用のスマートエネルギー設備として、太陽光発電設備、蓄電池設備やHEMS（ヘムス）といった設備の導入に対する支援とともに、役場庁舎へのバイオマスボイラーの設置をはじめ、公共施設への太陽光発電設備・蓄電設備の導入、公用車への電気自動車の導入など、先導的な取組も含め実施しているところでございます。

また、エネルギーに関する取組以外にも、ごみ減量化と二酸化炭素排出低減の関連性について啓発する環境教育や、資源物回収機会の充実など可燃ごみ削減の取組、人や社会・環境に配慮した消費行動、エシカル消費の啓発、利便性の高い地域公共交通の整備などの取組による温室効果ガスの排出抑制、松くい虫対策による松林の保全や緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO₂吸収量の拡大など多岐にわたる取組を実施しております。

これらは、地球温暖化対策の一つの指針となる主要な温室効果ガスである二酸化炭素排出量の抑制と同時に、吸収量を高めることで2050年までに排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンの考え方につながっているところであります。

このように、当町におきましては、2050年ゼロカーボンに向けた取組を以前より実施してきたところでありますが、こうした取組がより広範で効果的なものとなるよう、長野圏域全体で2050年のゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを、令和3年2月の会議において当町の山村町長から構成市町村長に対して提案し、今年の2月14日に長野地域連携中枢都市圏として、2050年ゼロカーボン宣言の共同発出が実現したところでございます。

今後につきましても、現在実施している事業の継続・推進とともに、連携中枢都市圏でのスケールメリットを生かした取組や、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携し、2050年CO₂排出実質ゼロを目指してまいりたいと考

えております。

次に、ハ、太陽光パネルについて、まずこれまでの補助金の交付実績についてお答えいたします。

町では、住宅用太陽光発電システムの新規設置に対し、スマートエネルギー設備導入事業補助金の対象事業の一つとして、7万5千円を限度に1キロワット当たり1万5千円の補助を行っており、補助を開始した平成22年度からの実績は、平成22年度が27件で146万3千円、23年度が41件242万7千円、24年度が最も多く87件567万3千円、25年度が79件520万7千円、26年度が65件434万6千円、27年度が25件166万円、28年度が20件135万3千円、29年度が18件116万9千円、30年度が22件150万6千円、令和元年度が27件191万2千円、2年度が20件140万8千円、そして令和3年度が25件164万5千円でございます。

議員さんのご質問にもございましたが、この間、国の固定価格買取制度による電力会社の電力買取価格が、平成24年度に1キロワットアワー当たり42円であったのに対し、令和4年度では17円と年々減少しておりますが、経済産業省の資料によりますと、技術の進歩により、平成24年に1キロワット当たり平均43万円でありました設備の導入に係る費用が、令和3年には平均28万円と、年々設備導入の低価格化が進みながらも、耐用年数や発電効率は向上していると言われております。

また、県内の他の自治体の住宅用太陽光発電設備に対する補助事業の状況を見ますと、比較的世帯数の少ない小規模な村などでは補助の単価が高く、規模が大きい市などでは単価が低いといった傾向が見受けられます。さらに、蓄電池などその他の設備に対する補助を実施しない代わりに、太陽光発電設備の導入に対し手厚い補助を実施している自治体もあるといった状況もございます。

そうした市町村ごとの独自性が見られる中、以前からエネルギーの効率的利用に注目してきた当町では、太陽光発電設備のほか、ためて使うための蓄電設備や、賢く使うためのHEMS、高い発電効率とCO₂の排出量を抑えるなど環境性にも優れている家庭用燃料電池システムといった設備導入に対する補助も行っており、他の市町村と比較し、幅広く充実した補助内容になっているものと考えているところでございます。

町としましては、エネルギー分野に係る技術は日々進化をしている状況も踏まえ、2050年ゼロカーボンの達成に向け、今回のご質問の中でご提案をいただきました太陽光発電設備の導入に係る補助金の増額といったことを含め、最も効果的な方策について研究・検討してまいりたいと考えているところでございます。

14番（中嶋君） ただいま、課長より懇切丁寧なるご答弁をいただきました。ありがとうございます。よくいろいろわかりました。町もSDGsを担当者をつくって一生懸命やっている

ということがうかがえるわけであります。

今、課長もるるお答えをいただいた中で、今言われましたように、やっぱり平成24年は87件も太陽光をやりたいよと。このときが、さっきも課長からも答弁ありましたが、42円という高価で中部電力が買い取ってくれる。それでもってこんなに大勢の皆さんがやったんじゃないかなと。

その反対としては、今言われましたように、令和4年には17円になってしまう。もうそれこそひどいものになってしまったと。そんな部分で、またやっぱり町民の皆さんもその辺はしっかりしておりますので、これはやっても価値はないわなと、そんなような流れの中で87件あったのが20件だ、25件だなんていうように少なくなってしまう、こういうことであります。

また、今言われましたように、これ私も何度かここでもいろいろご質問しているわけですが、蓄電池なんかにおいては、私はもう町長に敬意を表しています。長野県で1番ですよ、20万も出すんだから。それが100万の蓄電池でも200万でも300万でも何でもいいんだと。とにかく20万出しちゃえと。本来だったら、高いもの買うときには少し余計にやれというのが大体自治体のやり方です。安いのはそれなりにパーセンテージを下げちゃうんですが、我が坂城町は、それこそ町長の英断により全部20万だと。これは私はすばらしいと。

また、今言ったようにですね、太陽光発電をやる人たちが少なくなってきたけれども、蓄電池を今度は買う人が多くなってきてね、それはそうですよね、42円で買ってくれたのが10年でもうやめだよと、中部電力が。そんな値段で買わないよと、17円になっちゃうよと。あれ、困ったなと。えらい財布の中が減っていくだと。そんなときに、町はいいことをやってくれるなと。今蓄電池を買えば、まさに自分のうちで電気を作って自分のうちで消費をするという、地産地消ですね。これはすばらしいと。だから、だいぶ下がった令和元年から17件もおらちはやりたいわと。令和2年なんか27件もやりてえわと。500万の予算組みですよ。そんなようなことを考えれば、まあなかなかうまくシフトされているなと。

ましてや、またこれは難しいわけで、私も研究し始めているんだけど、HEMSなんてやつも5万も出すと。これからはもう未来社会ですよ。こんなことを坂城町は始めているんだからね。これはもう天下に誇る私は事業をやっているというふうに思っています。

ただ、そうは言っても、町長、どんどんそのような太陽光をやる人たち、新築の家は割合皆さんやります。ただ、既存の家がやらなくなっちゃっている。そこのところを私は危惧しているんですよ。だから、できましたら、町長また皆さんでよくお考えになって、倍ぐらいやりましょうよ。課長は言っていなかったけれども、隣の上田市だって7万8千円出していますよ、上限。青木村にこの間私らは視察に行ってきましたが、10万円出しますよ。一番でっかいところは飯綱町が25万なんてやつがあります。

ただ、課長がいみじくも言いましたけれども、あんまりそういう言い方はいけないけれども、小さいような市町村はたとえ出すわなど。そんなようなご答弁もありましたんですが、私も町長、25万出せとは言いませんが、我が坂城町の財政力からいったら、7万ぐらいのものは十分私は出せると思っていますよ。ぜひやりましょう。これ以上ここではやりません。

ただ、こういうこともやりたいんです。元総理の小泉さんを中心に総理経験者が連名で、5人だと思いましたが、SDGsの中に原子力発電所はクリーンエネルギーだなどと言って取り入れては絶対に駄目だと言っています。原子力なんかクリーンじゃねえぞと。小泉総理は自分が総理をやっている頃にやっちゃって、俺はだまされたとまで言っていますから。あれはいけないと、というようなことを言っておる総理大臣が5人もいますから、経験者が。

だから、このようなことから太陽光発電しかないなと私は思うわけです。とにかく坂城町において、ゼロカーボンに向けて1番であるという施策だと私は思っております。ぜひお考えになって、絶対にやっていただきたい。あんまりこれをやっているとも時間もなくなりますので、次に移っていきたいと思います。

第2質問に入ります。質問の前に、質問は2として旧久保家住宅についてであります。この質問の前に、久保家には多くの古文書をはじめ、書籍、掛け軸など歴史的価値の高いものがたくさんありますが、その中でも一番の宝物は、私は佐久間象山のカラーの山水画であると思っております。

象山は山水画をいっぱい描いてありますが、全部白黒です。カラーは一つだけです。あれは何だいなって皆さん思っていますが、実はあれ、お見せしますが、40年前に作られたレプリカであります。もちろん、本物が当町に寄贈されていることは、これは町長言うまでもありません。文久元年、佐久間象山51歳のときの作品であります。議長より許可を得てありますので、ここで皆さんにひとつお見せいたします。

これです。これが我が坂城町に頂いた、これが私は一番の象山のカラーの作品、一番の私は宝物だと思っています。よかったです。これは坂城町に頂きました。皆さんも見てください。カラーのこれは佐久間象山の絵です。このようなすばらしい物を坂城町に頂いてあります。

失礼いたしました。それでは、第2質問に入ります。

2. 旧久保家住宅について

イ. 今の現状は

昔から言われている言葉でありました、赤い村長さんで全国に名をはせた久保家より令和3年2月にご寄附をいただきました。江戸時代、火災に遭い、松代の真田の殿様より松代藩のお山の本を好きなだけ切って行ってうちを建てろと言われた話も、日本昔話ふうには伝わっております。当時は、木を1本切っても首が飛ぶ時代だった。そのときに殿様が自由に切ると、好きなだけ切りなさいというすばらしい建物であります。そのようなことで、久保家と

真田の殿様とは相当深いお付き合いがあったようであります。今の現状をお尋ねいたします。

ロ．今後の施策は

歴史的な価値のある建造物であることは、皆様ご周知のとおりでございます。町長招集挨拶でも述べておりましたが、駐車場にする場所は、あそこは大きな酒蔵があった場所だと聞いております。でありまして、当時造り酒屋もしていたようでございます。今では畑になっており、村上保育園の駐車場なんていうようなお考えは私は最適だと思っております。大いに利用していかねばいけないと思っております。

さて、江戸時代の立派なお屋敷であります。皆さんもご存じのように、中之条にある明治時代の建物である格致学校と同じように、私は必ずや県宝になると思っております。でありますので、指定登録できないか、またその努力はするべきと思うが、その辺の部分のところの町のお考えをお尋ねいたします。以上であります。

町長（山村君） 中嶋議員さんから、2番目の質問ということで旧久保家住宅についてというご質問をいただきました。順次お答えしたいと思っております。

お話のありました上平の旧久保家につきましては、伝承によりますと、戦国時代には甲斐の武田家に家臣として属していたと言われております。江戸時代の初期には、上平でも比較的裕福な農家で、江戸時代中期には旧更級郡及び松代藩領の中でも屈指の地主となりましたが、一時低迷した時期もあったというふうにお聞きしております。その後、幕末から明治にかけて経営の立て直しが成功し、地主としての基盤を整えるに至ったとお伺いしております。

令和2年度にご寄附いただきました旧久保家住宅の現状につきましては、江戸後期の天明6年、1786年の火災の後、母屋は天明8年、1788年に再建された切り妻造り、瓦ぶきの建物で、長屋門や土蔵等は慶応3年、1867年以前の建物と推定されております。

また、敷地の南側に長屋門があり、長屋門から入ると瓦屋根の母屋と、母屋の下手側にはくりや、馬屋、みそ蔵、土蔵などが配置されており、また、母屋の南東に隠居部屋があり、東側には鳥居が建つ稲荷社がまつられているというところであります。

母屋などの建物には、後に行われた養蚕による改造が加わっておりますが、土蔵などの附属建屋は改造が少なく、建設当初の姿が残されております。

空家状態が長い期間ありましたことから、建物の木製土台部分に土砂が堆積したことで、そこから水分が侵入し木部が腐食しやすい状況となっており、現在、対応を検討しているところであります。

屋内には、住居として使用されていた頃の家具や食器類などが残されている状況がございますので、不用な物については処分を検討しているところであります。

また、敷地内、長屋門の南東に建つ歴史的な価値が乏しい建物の取壊しを今年度に行うとともに、さっきもお話がありました村上保育園との間にある空き地を駐車場として整備し、びん

ぐし公園周辺で開催される様々なイベント等で活用できればと考えております。

次に、県宝に指定登録できないかというご質問であります。旧久保家住宅につきましては、平成11年頃に、当時の当主でありました久保保雄さんから、文化財的価値の提示と保存に関する依頼があり、これを受けまして、平成12年に町から、長岡造形大学の宮澤智士教授に調査を依頼し、平成14年の報告書では、歴史的建造物であるとの評価がなされております。

その後、平成24年に文化庁及び県教育委員会が現地調査を行い、歴史的な建造物であることが再確認された経緯がございます。

また、平成27年には、町文化財保護審議会に文化財的価値について見解を求めたところ、貴重な文化財建造物であり、保存活用していくことが望ましいとの見解が示され、町といたしましても、歴史的な価値がある貴重な建造物であると認識しております。

一方、文化財の指定につきましては、国が指定または登録する国宝あるいは重要文化財、有形文化財や、県の指定する県宝、町の指定する文化財があり、それぞれ文化財審議会等への諮問などを経て指定されるものであります。

また、文化財に指定されますと、文化財的価値を維持するための修繕など維持管理費用に対し助成はございますが、改修内容などで制約を受けることから、利活用の幅が狭くなるということもあります。

これらのことを踏まえ、町としましては、まずは歴史的建造物の特性を生かした旧久保家住宅の利活用の方向性について、びんぐし公園や温泉施設など周辺施設を含めた一体的な利活用を関係機関と協議する中で検討してまいりたいと考えているところであります。ご質問の県宝への文化財指定につきましては、利活用の方向性が具体化した後に、県等関係機関と協議を進められればと考えているところであります。

中嶋議員さんもおっしゃられましたけれども、象山先生の書画がありますけれども、建物自体が町のすばらしい宝物でありますので、びんぐし全体を含めた一つの大きな文化的な、あるいはレクリエーションができるようなすばらしい地域の中の中心的なものになると思いますので、多くの先生方にまた確認しながら進めていきたいと思っております。

それから、象山先生の本物とか、それからたくさんの書画、歴史的なものもあります。それらのものについても精査をして、例えば久保邸の中でそれらを見せられるような環境がつけられるのかとかですね、いろんなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

14番（中嶋君） ただいま、るる町長からご答弁をいただきました。町長もやっぱり歴史的な部分はだいたい造詣の深い方ですから、きちんとした考えをしているなと思っておりますので、私がお答弁いただいた中では、まあそういう答えが返ってくるだろうなと思っております。今言われたように、すぐ県宝にしるやなんていうことは私も言っておりません。やっぱ

り県宝指定は、さっき町長もおっしゃったように、あれはやっちゃ駄目だ、これをやっちゃ駄目だといろんな制約がありますからね。

その前に地域の皆さんと話をしたり、我々議会のほうでも話をいろいろしていただいたり、もちろん役場の職員の皆さんもいろいろ考えていただいて、落とし所をやっぱり町で十分活用できると、町長もおっしゃったようにあのようになれば、私は文化発信みたいなところの中心のところは久保家であればいいななんて思っておりますので、その辺のところはしっかりやっていただいて、最終的には中之条の格致学校と同じように県宝にしてください。国宝までは無理でしょうと思いますが、せめて県宝にして、坂城町の宝だと。ましてや江戸時代の建造物でありますから、これはちょっと坂城町の中にも私はないと思います。あそこをまた火事で燃やしちゃったとか壊しちゃったなんていうことになれば、これは坂城町の大きな私は損失だと思っておりますので、町長、その辺も含めて、しっかりひとつ取り組んでいって、県宝を目指してひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

まとめではありませんが、皆さん、今回一般質問したところで、同僚議員の話が出ております。私もちょっとその辺をお話させていただければありがたいと。同僚議員の中島新一さんが急逝され、追悼式も無事に済みましたが、ご供養としての思ひを私から述べさせていただきたいと思ひます。

当日の話です。5月21日の朝でした。叔父さんより、7時ちょっと回った頃だったと思ひましたが、突然うちへ電話がかかってきました。登さん、突然の電話ですみませんが、新一が亡くなっちゃったよ。え、本当ですかと。これが一報でした。登さん、議会や町のほうよろしくお願ひしますと言われたので、わかりましたと。任せてくださいよということで、すぐ私は議長に電話をおかけいたしました。その後、議会事務局長には詳細を報告し、すぐ動くようお願ひをいたしました。

今思えば、前日の臨時会が終わった後、まさにこの議場の中でありました。私に、ばら祭りのときには、お互いに店を出していますので、よろしくお願ひしますと彼は話されました。また、葛尾議会の議員が委員会などで千曲市にできた新しい施設であるちくま環境エネルギーセンターに視察に行っておりました。そして私と新ちゃんがまだ行っていないので、事務局の案内でばら祭りとお願ひが終わったら、2人で一緒に行けやと話をしましたが、今まで彼とはこんなに長く話をしたことがなかったです。この3年間の間に、一生懸命その二つのことで私に話を一生懸命してきました。特にいつになくここに顔であり、そして全てが敬語でありました。これが彼との最期になるとは、あまりにも早過ぎる別れでした。

商工会青年部を中心に、多くの仲間たちのリーダーとして頑張っておられたのに、志半ばで逝ってしまいました。まさに諸行無常であります。新一君がいなくなった議会はぽっかり穴が空いてしまいました。残された議員全員で穴を埋めて頑張っていこうではありませんか。

最後に一句添えます。まだ逝くな バラの咲く頃 一人旅。まだ逝くな バラの咲く頃 一人旅。

これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（小宮山君） 以上で、通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りします。

ただいまから6月14日までの間は、委員会審査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから6月14日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月15日午前10時より会議を開き、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時47分)

